

いじめ等防止条例のあるまち小野市

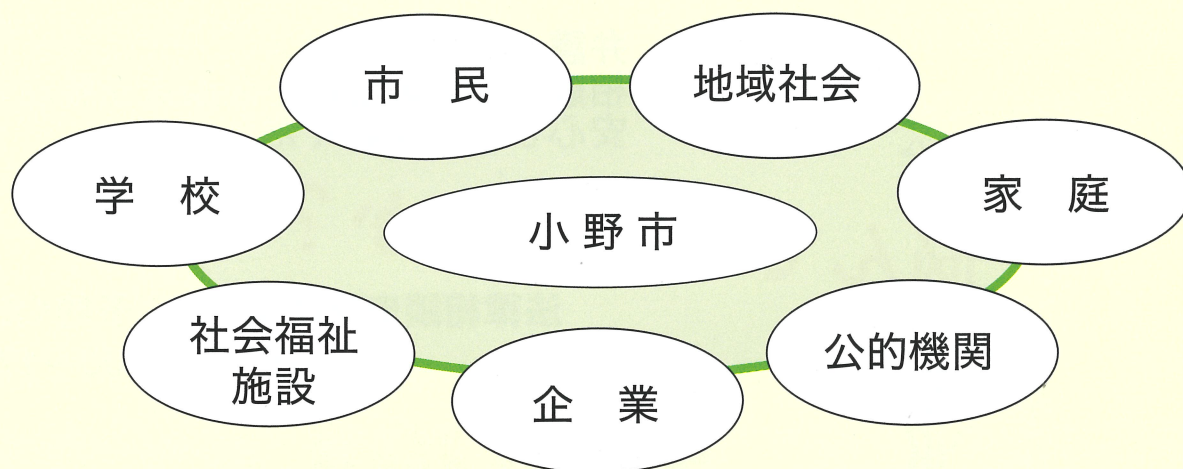
平成20年4月施行、全国初の制定

みんなで作ろう！いじめ等のないまち！！

明るく住みよい社会づくりを目指して

小野市では、いじめこそあらゆる人権侵害の根源であると捉え、学校におけるいじめだけでなく、家庭、企業、地域社会などで起こる虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント等の問題を解決することが、人権侵害そのものの解決につながるとの認識から、いじめ等を絶対に許さないという断固たる姿勢で、その防止に市民とともに取り組んでいます。

「市民みんながいじめ等防止に取り組むしくみ」が小野市の特徴です



条例について、詳しくは
小野市ホームページを
ご覧ください



「ONO いじめ等防止ウィーク」

6月・11月の年間2回開催

ONOいじめ等防止ウィークは、小野市いじめ等防止条例の目的・理念に関する市民の皆さんの理解を深め、いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に向けて市民総ぐるみで考える週間です。

6月は▶6/17(月)～6/23(日)・11月は▶11/18(月)～11/24(日)